

よくある質問



Q1 養育費の取り決めはどのようにしたらよいですか？

A まずは、しっかりと父母で話し合しましょう。取り決めをする際には、養育費の支払いがスムーズに行われるように、(1)養育費の金額、(2)支払期間、(3)支払時期、(4)振込先などを具体的に決めてください。取り決めた内容については、後日、紛争が生じないように、口約束ではなく、書面に残してください。法務省が作成したパンフレット*には、「子どもの養育に関する合意書」のひな型と記入例を掲載しています。

養育費の取り決めに関して、一定の条件を満たす公正証書を作成した場合には、実際に支払ってもらえない場合に速やかに強制執行の手続を利用することができます。公正証書の作成はお近くの公証役場*に相談してください。

Q2 養育費の金額はどのように決めればよいですか？

A 基本的には話し合っ決めて決めることとなりますが、その際には、東京及び大阪の家庭裁判所の裁判官による研究報告である「算定表*」が参考になります。

Q3 相手が話し合いに応じてくれない場合や、話し合いがまとまらない場合は、どうしたらよいのでしょうか？

A 家庭裁判所の家事調停手続を利用することができます。家事調停の申立ては、相手の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所*にすることができます。家事調停手続において話し合いがまとまらなかった場合には、家事審判手続に移行し、裁判によって結論が示されることとなります。

Q4 相手が養育費の取り決めを守らない場合には、どうすればよいですか？

A 養育費の分担が、一定の条件を満たす公正証書や、家事調停又は家事審判等で決められた場合には、強制執行の手続を利用することができます。

*法務省が作成したパンフレット、公証役場、算定表、家庭裁判所に関する情報は法務省のホームページに掲載されています。



事業に関する
問い合わせ先

北九州市立母子・父子福祉センター 受付 月～金曜日 / 9:30～17:30

〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1番6号 ウェルとばた4階

TEL 093-871-3224 FAX 093-871-3226

子どもの健やかな成長のために...

3つの
事業で

養育費確保



をサポート!

サポート
1 文書での取り決め
手数料助成



文書での取り決めをすることで
養育費確保に繋がります!

サポート

2 養育費保証会社と契約

保証料助成



保証会社を利用することで
安定した養育費の受け取りができる!

サポート

3 養育費全般の相談

養育費 相談アドバイザー

が対応!



まずは/
お気軽に
ご相談ください



北九州市子ども家庭局子育て支援課

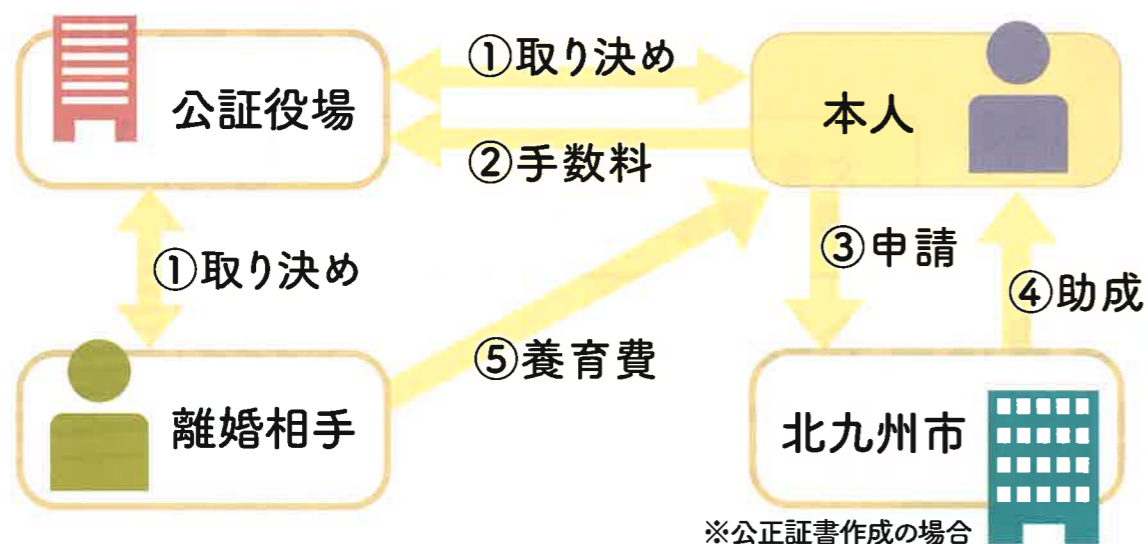
養育費確保サポート事業



1 公正証書等作成支援事業

養育費について文書で取り決めをしておくことは、養育費を確保するうえでとても大切です。取り決めは、公正証書や調停調書など公的な書類にしておくことで、養育費不払いの際に差し押さえ等ができるようになります。

公正役場や家庭裁判所で公正証書や調停調書を作成した際に、本人が負担した費用を市が助成します。

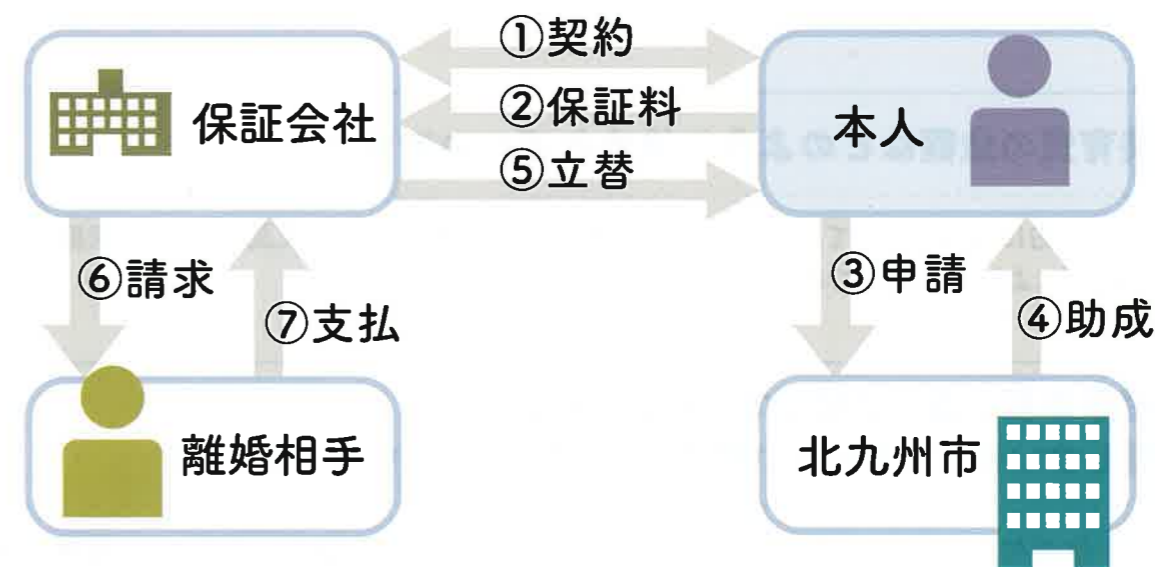


※公正証書作成の場合

2 養育費保証支援事業

文書による取り決めをしてもなお養育費が確保できない場合、保証会社と養育費立替の契約をすることで養育費を確保することもできます。

保証会社と保証契約を締結した際に、本人が負担した費用を市が助成します。



- 対象者**
 - 北九州市にお住まいのひとり親家庭の母又は父
 - 令和3年1月以降に、公正証書*や調停証書等による取り組みを作成した方など
※強制執行認諾約款付公正証書
- 助成内容**
 - 公正証書や調停調書の作成等に要した費用(手数料など)
- 助成金額**
 - 負担額を助成 **上限5万円、1人1回限り**
- 申請方法**
 - 公正証書等を作成した日(令和3年1月1日以降の日に限る)から起算して6ヵ月以内に必要書類を揃えて、母子・父子福祉センターにお申し込みください。(区役所での受付はできません。)

- 対象者**
 - 北九州市にお住まいのひとり親家庭の母又は父
 - 令和3年1月以降に、養育費保証契約を締結した方など
- 助成内容**
 - 保証会社との契約に要した費用(保証料)
- 助成金額**
 - 保証料として支払った月額養育費1ヵ月分を助成 **上限5万円、1人1回限り**
- 申請方法**
 - 養育費保証契約を締結した日(令和3年1月1日以降の日に限る)から起算して6ヵ月以内に必要書類を揃えて、母子・父子福祉センターにお申し込みください。(区役所での受付はできません。)

3 養育費相談アドバイザー事業

公正証書等の作成に至るまでのサポートをはじめ、養育費全般の相談を受け付けます。

問い合わせ窓口 **北九州市立母子・父子福祉センター** TEL **093-871-3224**

※手続きに必要な書類など詳細については、北九州市ホームページをご覧ください。

